

申告書の記載のしかた（第 6 号様式）
〈令和7年4月1日以後開始事業年度用〉

この記載のしかたは、申告書の様式に従って一般的なことからについて説明してあります。

- ◎ 申告書は複写式になっておりますので、はがさずにボールペンで強く記入してください。
- ◎ 金額の端数処理についてはあらかじめ「000」「00」と印字されておりますので、それぞれの単位区分に従って記載し、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付してください。
- ◎ なお、ご不明な点がございましたら、管轄の県税事務所までお問い合わせください。

法人県民税、法人事業税及び特別法人事業税の税率
【法人県民税（均等割）】

区分	事業年度終了の日 平成23年 3 月31日まで に終了する事業年度	平成23年 4 月 1 日以後 に終了する事業年度
1 資本金等の額を有しない法人 等 資本金等の額が 1,000 万円以下である法人	年額 20,000 円	年額 22,000 円
2 資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下である法人	年額 50,000 円	年額 55,000 円
3 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人	年額 130,000 円	年額 143,000 円
4 資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人	年額 540,000 円	年額 594,000 円
5 資本金等の額が 50 億円を超える法人	年額 800,000 円	年額 880,000 円

(注) 資本金等の額とは、法人税法上の資本金等の額に無償増減資等の加減算を行った金額と、資本金と資本準備金の合算額のいずれか大きい金額となります。

●法人県民税（法人税割）及び法人事業税の超過税率の適用区分

次のいずれかに該当する法人は、「①の税率」が適用されます。いずれにも該当しない法人は、「②の税率」が適用されます。

法人県民税（法人税割）	法人事業税
・ 資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人 ・ 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年 1,000 万円を超える法人 ・ 保険業法に規定する相互会社 ・ 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社 ・ 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人 ・ 法人税法に規定する受託法人 ・ 平成 22 年 9 月 30 日までに解散（合併による解散を除く。）した法人の清算所得に対する法人税額又は個別帰属法人税額に係る法人税割を課される法人	・ 資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人 ・ 所得が年 4,000 万円を超える法人（所得課税法人） ・ 収入金額が年 3 億 2,000 万円を超える法人（収入金額課税法人） ・ 保険業法に規定する相互会社 ・ 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社 ・ 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人 ・ 法人税法に規定する受託法人 ・ 平成 22 年 9 月 30 日までに解散（合併による解散を除く。）した法人の清算所得に対する事業税を課される法人

【法人県民税（法人税割）】

課税標準となる法人税又は個別帰属法人税額の	①の税率 1.8%	②の税率 1.0%
-----------------------	--------------	--------------

【法人事業税】

法人区分		①の税率	②の税率
以下の事業以外の事業を行う法人 (特別法人、外形標準課税法人以外)	普通法人 所得割	所得のうち年 400 万円以下の金額の 3.75% 所得のうち年 400 万円を超え年 800 万円以下の金額の 5.665% 所得のうち年 800 万円を超える金額の 7.48%	3.5% 5.3% 7.0%
	特別法人 所得割	所得のうち年 400 万円以下の金額の 3.75% 3 以上の都道府県に事務所等のある、資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上の法人は、上記にかかわらず所得の 5.23% 5.23%	3.5% 4.9% 4.9%
	外形標準課税法人 所得割	所得の 1.18%	1.0%
	事業年度末の資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人等 付加価値割 資本割	所得の 1.26% 0.525%	1.2% 0.5%

電気供給業（発電事業、小売電気事業又は特定卸供給事業を除く）・ガス供給業（一般ガス導管事業又は特定ガス導管事業を行う法人）・保険業を行う法人	収入割 収入金額の 0.8025% 付加価値割 付加価値額の 0.3885% 資本割 資本金等の額の 0.1575%	収入金額の 0.75% 付加価値額の 0.37% 0.15%
電気供給業（発電事業、小売電気事業又は特定卸供給事業）を行う法人	上記以外の法人 収入割 収入金額の 0.8025% 所得割 所得の 1.9425% 収入割 収入金額の 0.519% 付加価値割 付加価値額の 0.8085% 資本割 資本金等の額の 0.336%	0.75% 0.37% 0.15% 0.75% 1.85% 0.48% 0.77% 0.32%
特定ガス供給業を行う法人（特別一般ガス導管事業者に係る供給区域内でガス製造事業を行う法人）		

【特別法人事業税】

法人区分	令和元年10月1日以降に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度
普通法人	37.0%	37.0%
特別法人	34.5%	34.5%
外形標準課税法人	260.0%	260.0%
電気供給業（発電事業、小売電気事業又は特定卸供給事業を除く）・ガス供給業（一般ガス導管事業又は特定ガス導管事業を行う法人）・保険業を行う法人	30.0%	30.0%
電気供給業（発電事業、小売電気事業又は特定卸供給事業）を行う法人	30.0%	40.0%
特定ガス供給業を行う法人（特別一般ガス導管事業者に係る供給区域内でガス製造事業を行う法人）		62.5%

第 6 号様式記載要領

- この申告書は、法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行う法人（同項第1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第3号又は第4号に掲げる事業を行う法人を除く。）が仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用してください。なお、事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができます。
- この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出してください。
- 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載してください。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付してください。
- 「法人区分」の欄は、公共法人、公益法人等、特別法人、人格のない社団等、みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団法人（非営利型法人に該当するものを除きます。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除きます。）以外の法人（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業を行うものに限ります。）で、次のいずれかの法人に該当する場合には、「イに掲げる法人」を○印で囲んで表示します。
 - 資本金又は出資金の額が 1 億円を超える法人
 - 「前事業年度の法人区分」の欄について、「イに掲げる法人」を○印で囲み、かつ、「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額（解散日現在の額）」の欄の金額が 10 億円を超える法人
- 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表 1）（以下「別表 1」といいます。）の「法人税額計」の欄（10 の欄）の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の 40% 相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表 6（2）付表 6）の 7 の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）を記載し、括弧内には、使途秘匿金の支出の額の 40% 相当額（「法人税額計」の欄（別表 1 の 10 の欄）の上段に外書として記載された金額）、税額控除超過額相当額等の加算額（別表 1 の 5 の欄の金額）（法人税の明細書（別表 6（2）付表 6）の 7 の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表 1 の 7 の欄の金額）の合計額を記載してください。
- 道府県民税の「②のうち見込納付額②」の欄は、法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含みます。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載してください。
- 事業税の「所得金額総額⑧」の欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあっては第6号様式別表5の「合計⑨」の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の「仮計⑩」の欄の金額から「繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額⑨」の欄の金額を控除した金額を記載してください。
- 事業税の「⑩のうち見込納付額⑩」の欄は、法第72条の25第3項（法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含みます。）又は第5項（法第72条の28第2項並びに第72条の29第2項及び第6項において準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載します。
- 「前事業年度の法人区分」の欄は、令和6年3月30日を含む事業年度の前事業年度から令和7年4月1日以後に最初に開始する事業年度の前事業年度までのいずれかの事業年度の末日時点において、資本金又は出資金の額が 1 億円を超える場合には、「イに掲げる法人」を○印で囲んで表示します。ただし、令和6年3月30日を含む事業年度の前事業年度の末日時点で資本金又は出資金の額が 1 億円を超え、令和6年3月29日時点で資本金又は出資金の額が 1 億円以下であり、かつ、令和6年3月30日を含む事業年度から前事業年度までの各事業年度の末日時点で、資本金又は出資金の額が 1 億円以下である場合には、○印で囲みません。

納付書の書き方について（お願い）

宮城県では、納税管理を電算システムで行っています。このため、納付書に記載もれがあると納税確認に時間がかかり、入れ違いに督促・催告状などが送付されてご迷惑をおかけする場合がありますので、必要事項の記入についてご協力をお願いします。

- 所在地及び法人名を記入してください。

所在地及び法人名									
年度		※ 処 理 事 項						管 理 番 号	
1 0		(②を記入してください)							
事業年度又は連結事業年度				申 告 区 分					
から				まで		中予確修更決ま 間定正正定金()			
・ ・ ・				・ ・ ・		る() 他			

地方税法施行規則省令第12号の2様式等、宮城県指定以外の納付書で納税される場合には、「※処理事項」欄等に②を記入してください。

- 申告先の事務所コードを記入してください。

また、地域事務所の所管区域にある法人は、地域事務所の事務所コードを記入してください。

事 務 所 名	コード	事 務 所 名	コード
大 河 原 県 税 事 務 所	0 1	北部県税事務所 栗原地域事務所	0 6
仙 台 南 県 税 事 務 所	0 2	東部県税事務所 登米地域事務所	0 7
仙 台 北 県 税 事 務 所	0 3	東 部 県 税 事 務 所	0 8
塩 釜 県 税 事 務 所	0 4	気 仙 沼 県 税 事 務 所	0 9
北 部 県 税 事 務 所	0 5	仙 台 中 央 県 税 事 務 所	1 0

- 3 1 と記入してください。

- 5 (令和のコード) に続けて、申告年度を記入してください。

- 同封の申告書に添付している納付書に記入している番号を記載してください。

- 5 (令和のコード) に続けて、貴社の当該事業年始期を記入してください。

- 申告区分コードを記入してください。

区分	コード	区分	コード	区分	コード
予定申告	310100	見込納付	311100	修正申告	311200
中間申告	310200	確定申告	311100		

※見込納付の場合には、申告区分欄の「その他」を丸印で囲み、カッコ内に「見込」と記入してください。

- 納付区分は 0 1 と記入してください。（現金納付のコード）

- 税額等記入欄には法人県民税、法人事業税・特別法人事業税別に該当欄に記入してください。

- 上記②の事務所名を記入してください。



(例) 令和7年4月1日から令和7年11月20日…8ヶ月(切り上げ)
 $40,000,000円 \times 8ヶ月 \div 12 = 26,666,666円$
 記載例の場合、所得金額の総額が27,412,010円で26,666,666円を
 超えているため法人事業税の「①の税率」を適用します。
 ○算定期間が1年末満の場合には、裏面早見表により読み替えてく
 ださい。この場合に、月数は暦に従って計算し、1月に満たないと
 きは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り上げます。
 (例) 令和7年4月1日から令和7年11月20日…8ヶ月(切り上げ)

②欄	$4,000,000円 \times 8ヶ月 \div 12 = 2,666,666円$	}
③欄	$8,000,000円 \times 8ヶ月 \div 12 = 5,333,333円$	
	$5,333,333円 - 2,666,666円 = 2,666,667円$	
③欄	$27,412,010円 - 5,333,333円 = 22,078,677円$	

1 この表は、法人事業税で①の税率が適用される法人が、特別法人事業税の課税標準となる基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算を行う場合に記載し、第6号様式に添付してください。

2 「税率」の各欄は、法人事業税の②の税率を記載してください。

○法人税申告書別表4の計算上損金の額に算入している所得税額がある場合は⑩欄に記載してください。

○電気・ガス供給業を行う法人、医療法人、外国で事業を行う法人、非課税事業を行う法人、特定目的会社及び投資法人等は、⑬から⑮欄は記載しないで、第6号様式別表5を提出してください。

受付印	令和 8 年 1 月 19 日		法人番号 8 0 0 0 0 2 0 0 4 0 0 0 2		この申告の基礎 法人税の 年 月 日 令和		事務所 区 管理番号 申告区分 0 1 2 3 4 5 6 7 8	
	宮城県〇〇県税事務所長 殿		(ふりがな) みやぎ たろう 代表者氏名 宮城 太郎		(ふりがな) みやぎ はなこ 経理責任者名 宮城 花子		申告年月日 年 月 日	
所在地 (本県が生活等)の場合には本県(所在地と税)	仙台市青葉区本町三丁目 8 - 1		(ふりがな) みやぎ しょうじ 代表者氏名		(ふりがな) 〇〇 代表者氏名		事業種目 卸売業	
(電話 022-211-2111)	(電話 022-211-2111)		期末現在の資本金の額(解散日現在の額) 兆 十億 百万 千 円 20,000,000.00		期末現在の資本金の額(解散日現在の額) 兆 十億 百万 千 円 20,000,000.00		資本金の額が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの 非中小法人等	
(ふりがな)	(ふりがな)		(ふりがな)		(ふりがな)		(ふりがな)	
法人名	株式会社 宮城商事		法人区分		イに掲げる法人		期末現在の資本金等の額 兆 十億 百万 千 円 20,000,000.00	

摘 要		課 税 標 準		税率	税 額	
		千円	百円	千円	百円	千円
所得割に係る特別法人事業税額	53	177	900	37.0/100	658	500
取引割に係る特別法人事業税額	54	00			00	
合計特別法人事業税額 (53+54)					658	500
販賣経理に關する特別法人事業税額の控除額	56			差引特別法人事業税額56-58	57	658
既に前付の確定した当期分の特別法人事業税額	58	658	500	国税表附の実施に係る特別法人事業税額の控除額	59	
この申告により前納すべき特別法人事業税額56-58-59	60	658	500	⑥のうちの差引前納付額	61	
差 引	62	658	500			
所得金額 (法人税の明細書 (別表4) の (34)) 加 算 減 算 仮計 63+64+65-66-67 繰越欠損金額等若しくは災害損失欠損金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額 法人税の所得金額 (法人税の明細書 (別表4) の (52)) 法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額 還 付 請 求 中 間 納 付 額						
所得金額 (法人税の明細書 (別表4) の (34))	63	306	965	30	696	530
損金の額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	64					
損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	65					
益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	66					
外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額	67					
仮計 63+64+65-66-67	68	306	965	30	696	530
繰越欠損金額等若しくは災害損失欠損金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額	69	328	452			
法人税の所得金額 (法人税の明細書 (別表4) の (52))	70	274	120			
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	71					
還 付 請 求 中 間 納 付 額	72					
資本金 (外貨)		資本準備金 (外貨)		資本剰余金 (外貨)		
前事業年度の法人区分 イに掲げる法人						

この申告により納付すべき均等税額 18-19		20
この申告により前納すべき道府県民税額 16+20		158
②1のうちの見込納付額		22
差 引 ②1-②2		23
特別区分の課税標準額		24
同上に対する税額 24×100		25
市町村区分の課税標準額		26
同上に対する税額 26×100		27
法人税の期末現在の資本金等の額		200000000
法人税の当期の確定税額		7016202
決 算 確 定 の 日		令和8・1・18
解 散 の 日		
残余財産の最後の分配又は引渡しの日		
申告期限の延長の処分 (承認)の有無		事業税 有・無 法人税 有・無
法人税の申告書の種類		青色・その他
この申告が中間申告の場合の計算期間		
翌期の中間申告の要否		要・否
還付を受けようとする金融機関及び支払方法		銀行 支店

1

○法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄(10の欄)の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合は、当該額を加算した金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。)を記載し、括弧内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額(「法人税額計」の欄(別表1の10の欄)の上段に外書として記載された金額、税額控除超過額相当額等の加算額(別表1の5の欄の金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。)及び土地譲渡利益金額に対する法人税額(別表1の7の欄の金額)の合計額を記載してください。

- 事務所等を有していた月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てます。
- 税率及び月割計算早見表は裏面をご覧ください。

○税率及び月割計算早見表は裏面をご覧ください。